

## 第9章 生活環境影響調査書（案）についての意見とそれに対する事業者の見解等

「木津川市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査の縦覧等の手続に関する条例」（平成23年 木津川市条例第3号）の規定に基づき、環境の保全の見地から提出された本事業に係る生活環境影響調査書（案）についての意見並びにそれに対する事業者の見解は以下に示すとおりである。

No.	調査書での該当箇所			意見書	意見等に対する市の見解	備考
	章	項目	ページ			
1	第2章 対象事業の名称、規模、目的及び内容	2-1. 対象事業の名称、規模及び種類等	2-1	2-1. 対象事業の名称、規模及び種類について規模について センター建設に係る調査であるなら、処理能力94t/日(47t/日×2炉)の算定根拠を示しての調査であるべきである。算定根拠(計算方式等)を示せ。	施設規模の算定根拠は、木津川市と精華町の「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」に記載されています。生活環境影響調査は、計画する施設規模に基づき調査、予測、評価を行うものであることから、施設計画の概要を示しておりますが、規模の算定根拠等の詳細は記載していません。 施設規模の算定については、「廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱の取り扱いについて(平成15年環廃対発第031215002号環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知)」により、施設稼働の7年後の計画ごみ量に基づき算定しています。 施設整備の現計画は、平成30年度当初の稼働として、計画人口及び計画ごみ量により、施設規模を算定したものです。	
2	第2章 対象事業の名称、規模、目的及び内容  第3章 地域の概況	2-3. 対象事業の計画策定の経緯 2-3-1. 事業の必要性 (2) ごみ処理量  3-1. 社会的状況 3-1-1. 人口及び産業の状況 (1) 人口の状況	2-4  3-1~ 3-4	2-3. 対象事業の計画策定の経緯など (1) 図2-3-1. (2) ごみ処理量と3-1-1. (1) 人口状況について ごみの総排出量の推計グラフでは、平成37年度の最終集計があるが、その推計の根拠を示せ。人口状況は平成22年度の状況であるがそれ以降の人口増加状況を各町別にどのように推計しているのか示せ。		
3	第2章 対象事業の名称、規模、目的及び内容	2-3. 対象事業の計画策定の経緯 2-3-2. 新クリーンセンターの施設整備の基本方針	2-5	(2) 2-3-2. 新クリーンセンターの設備整備の基本方針 整備基本方針3について 「災害時に地域支援の拠点として活用できるように配慮することとする」とあるが、その内容を示せ。	施設整備の基本方針3「災害時に地域支援の拠点として活用できるように配慮することとする」については、生活環境影響調査に直接、関わる項目ではありません。 なお、災害時における地域支援機能については、今後、具体化する予定ですが、災害時の避難物資の備蓄・供給など、市民のライフラインの確保に努めたいと考えています。	
4	第2章 対象事業の名称、規模、目的及び内容	2-4. 施設計画 2-4-1. 施設計画	2-6	2-4. 施設計画 (1) 表2-4.1(2) 計画施設の構造(案)について 煙突の高さ59メートルの妥当性を示せ。	煙突高さについては、排ガスの希釈効果、景観的要素、維持管理、航空法による規制等を総合的に勘案し、他都市における同程度の規模の施設での採用実績などを参考にして59mとしました。 なお、煙突高さを59mとして排ガス予測した結果は、本調査書の「5-1 大気質 5-1-3 予測 (3) 煙突排ガスの排出 4) 予測結果」(5-1-84~5-1-97 ページ) 及び「5-1 大気質 5-1-4 影響の分析 (2) 影響の分析結果 3) 煙突排ガスの排出」(5-1-109~5-1-111 ページ) に記載のとおり、環境基準等に基づく環境保全目標を満足しています。	表2-4.1(2)の工場棟の欄において、建物高さについて、約25mとしていますが、勾配屋根を用いるなど、建物周りの風に配慮した場合、都市計画の最高高さ29m未満であれば、大気質予測結果への影響は特段生じません。
5	第2章 対象事業の名称、規模、目的及び内容	2-4. 施設計画 2-4-1. 施設計画	2-6	(2) 表2-4.1(3) 計画施設の概要(案)について 余熱利用設備に発電、空気余熱等とあるがその計画内容を示せ。	今回計画するクリーンセンターでは、ごみを焼却する際に発生する熱を効率的に利用する方針です。 この熱の主な利用方法は、発電と排ガスの白煙(蒸気)防止です。発電に関しては主にクリーンセンターで利用し、クリーンセンターでの消費分を差し引いた残りの電気を売電する予定です。発電及び白煙(蒸気)防止などの具体的な設備の仕様については、施設の実施設設計において、検討します。	

No.	調査書での該当箇所			意見書	意見等に対する市の見解	備考
	章	項目	ページ			
6	第2章 対象事業の名称、規模、目的及び内容  第5章 現況把握、予測及び影響の分析	2-4. 施設計画 2-4-2. 計画策定段階における環境保全対策の実施方針 (1) 供用時 1) 大気汚染防止対策 ① 煙突排ガス  5-7. 土壌 5-7-2. 現況把握 (3) 現況把握の結果 2) 現地調査	2-9  5-7-5 ～ 5-7-7	2-4-2. (1) の1) 大気汚染防止対策と表5-7-2.4 (1) 表土の土壌調査結果 大気汚染防止対策の①の煙突排ガスの項目に「抑制する」「可能な限り分解除去する」等とあるが、排ガスを全く出さないことは不可能と理解する。例えば、表土の土壌調査では現状では環境基準を下回ってはいるが、センター稼働後累積すれば環境基準を超えることが考えられるが、そのことはどう考えるのか。 人、作物、果樹等に有害物質が蓄積し異常が認められた場合はどのように対処するのか。	生活環境影響調査による予測、評価の結果、クリーンセンターの稼働による周辺環境への影響については、いずれも環境基準等に基づく環境保全目標を満足していました。 ご意見のとおり、工事中及び施設の稼働後において、環境保全目標を満足しているかどうかを確認する必要があると考えており、本調査書「7-1 事後調査」(7-1～7-3 ページ)に記載のとおり、工事中及び施設の稼働後に事後調査を行う計画です。環境保全目標が満たされていない場合、その原因を調査・解明し、対応策を講ずることとします。	
7	第5章 現況把握、予測及び影響の分析	5-2. 騒音 5-2-2. 現況把握 (3) 現況把握の結果 2) 現地調査 ③ 道路交通騒音	5-2-6	表5-2-2.7 (2) 道路沿道調査地点における騒音レベル 測定値は平成24年5月での測定値でありセンター稼働時の交通量増加による騒音レベルは不明である。稼働時に環境基準を超えればどのように対策を講ずるのか。		
8	第5章 現況把握、予測及び影響の分析	5-4. 悪臭 5-4-2. 現況把握 (3) 現況把握の結果 2) 現地調査 ① 事業計画地敷地境界及び近隣住宅地	5-4-6	表5-4-2.6 悪臭調査結果 これは現時点での調査であり、稼働時に基準値をオーバーすればどのような対策を講ずるのか。		
9	第5章 現況把握、予測及び影響の分析	5-5. 水質・底質 5-5-2. 現況把握 (3) 現況把握の結果 1) 水質の状況 2) 底質の状況	5-5-6 ～ 5-5-10	水質・底質 現状では環境基準を満足しているが基準を超えればどのような対策を講ずるのか。		
10	第8章 総合評価	8-2. 施設の供用に関する総合評価	8-8～ 8-16	予測値等でクリーンセンター建設は基準を満たすとしているが、稼働後、予測値で示されている数値(全ての)が基準を超える状況になったとき、どのように対処するのか。		

No.	調査書での該当箇所			意見書	意見等に対する市の見解	備考
	章	項目	ページ			
11	第2章 対象事業の名称、規模、目的及び内容	2-4. 施設計画 2-4-1. 施設計画	2-6	表 2-4.1 (2) 計画施設の構造(案)について 煙突の高さ 59メートルの妥当性は全くない。鹿背山地区に多大な害を及ぼす、鹿背山にだけ負担を押しつける高さである。 ①表 5-1-2.24 を見ると鹿背山分校の微小粒子物質は環境基準を超えている。 ②表 5-1-2.6 を見ると北東の風の割合が非常に高い。 ③図 5-1-3, 14 及び 15 を見ると施設から 500メートルから 1000メートルの距離が有害物質等が到達する濃度がもっとも高い。 ④2-4-2. (1) の1) 大気汚染防止対策の①の煙突排ガスの項目に「抑制する」「可能な限り分解除去する」等とあるが有害物質を完全に除去することは不可能と判断する。 24時間稼働の施設とのことであるが、上記①～④の状況を考えると悪臭や有害物質、微細粒子等が鹿背山の谷筋にたまることが明らかである。冬場に放射冷却が起こったときは特にひどくなる。この施設の煙突高さは鹿背山だけ負担を押しつけるものと判断せざるを得ない。クリーンセンター建設を認めることはできない。	煙突高さの妥当性については、No.4 の意見に対する見解のとおりです。 大気質の予測は、冬季の放射冷却などにより逆転層が発生した場合などについても、現地で行った地上及び上層の気象観測に基づき行っており、その予測結果は環境保全目標を満足しています。	
		第5章 現況把握、予測及び影響の分析	5-1. 大気質 5-1-2. 現況把握 (2)大気質 3)現況把握の結果 ②現地調査 a. 一般環境大気質 (h)微小粒子状物質			
	5-1. 大気質 5-1-2. 現況把握 (1)気象 3)現況把握の結果 ②現地調査 b. 上空風		5-1-8			
		5-1. 大気質 5-1-3. 予測 (3)煙突排ガスの排出 4)予測結果 ②短期平均濃度(1時間値) d. ダウンウォッシュ時 e. ダウンドラフト時	5-1-94 ～ 5-1-97			
	2-4. 施設計画 2-4-2. 計画策定段階における環境保全対策の実施方針 (1)供用時 1)大気汚染防止対策 ①煙突排ガス	2-9				
12	第5章 現況把握、予測及び影響の分析	5-2. 騒音 5-2-2. 現況把握 (3)現況把握の結果 2)現地調査 ③道路交通騒音	5-2-6	表 5-2-2.7 (2) 道路沿道調査地点における騒音レベル これは平成 24 年 5 月での測定値であり、センター稼働時はごみ収集車(Aルート往復 120 台)、そして東中央線の開通で交通量が格段に増加し騒音が環境基準値を超えることが想定される。騒音のみならず交通量の増加は歩行者の安全を脅かす。どのように考えているのか。 また、騒音測定の昼間の時間帯は騒音測定の基準値を記述しているのは全くおかしい。おそらくその昼間の時間帯は騒音測定の基準として定められているものだろうと推測できるが、22時は常識から言って夜だ。測定の基準のみにしたがった記載は全く誠意がない。調査結果のごまかしである。	ごみ収集車等の搬出入車両走行に伴う道路交通騒音の予測については、本調査書「5-2 騒音 5-2-3 予測 (4)搬出入車両の走行 3)予測方法 ③予測条件 a. 交通条件 (a)交通量」(5-2-34 ページ)に記載のとおり、一般車両交通量は東中央線開通後の計画交通量を用いています。生活環境影響調査の予測においては、搬出入車両の走行ルートを分散させない厳しい条件を設定して行いましたが、現況を大きく上回りませんでした。 稼働後の関係車両の走行に際しては、本施設周辺地域での交通安全対策に万全を期すため、収集運搬に携わる者に対する研修等を実施して、交通マナーの遵守に努めます。 道路交通騒音(現況値及び予測値)の評価は、通常、環境基準と比較することにより行います。環境基準は昼と夜の二つの時間帯に区分し、それぞれ時間内の変動などを考慮して定めています。このため、本調査における道路交通騒音の予測・評価についても、環境基準に定められた昼夜の時間区分に基づきました。	

No.	調査書での該当箇所			意見書	意見等に対する市の見解	備考
	章	項目	ページ			
13	第5章 現況把握、予測及び 影響の分析	5-12. 廃棄物等 5-12-1. 予測 (1) 施設の建設工事に伴う破棄物等 3) 予測方法 4) 予測結果	5-12-1 ～ 5-12-2	5-12. 廃棄物について 図 5-12-1、1 で示されている通り、調査地点 A.B.C 及び F.G では埋設されている、廃棄物の中に六価クロム並びに鉛について基準値超過が確認されている。 造成工事によって確認された分は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によって処分するとあるが、その辺りは旧清掃工場跡の東西に当たりいろんなガラ（産業廃棄物）が多数投棄されている所である。 木津川市民の安心安全また、鹿背山区民全員の思いもあり投棄物の全量撤去を絶対にすべきである。（土壌汚染対策法による）	ご意見の A、B、C、F 及び G の区域は、旧鹿背山工場（ごみ焼却場）で生じた焼却灰や不燃物（一般廃棄物）の最終処分場として利用していた場所です。 この区域や旧鹿背山工場敷地付近において、生活環境影響調査とは別に調査した結果、廃棄物混じり土に環境基準値を超過する鉛、六価クロムが一部で確認されましたが、廃棄物として管理する場合の基準【「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」(昭和 48 年総理府令第 5 号)】を超過しておらず、また地山部分や地下水には問題はないことから、現状のまま維持することについて、周辺への影響はないと考えられます。 なお、クリーンセンターの建設工事により、この区域において土地の形質変更を行う場合、及びこの区域以外において廃棄物及び廃棄物混じり土に遭遇した場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等に基づき、適切に対応することとします。 また、工事期間中における、工事施行区域の雨水を放流する河川への影響の有無を確認するため、事後調査計画の水質については、工事工程を考慮の上、工事中の水質調査を追加することとします。	第7章 事後調査 7-1 事後調査計画（7-2 ページ）の表 7-1 と、7-2 事後調査後の対応方針（7-3 ページ）の表 7-2 に、工事中の水質調査実施に係る記述を追記しました。
14	第5章 現況把握、予測及び 影響の分析	5-2. 騒音 5-2-3. 予測 (2) 工事用車両の走行 3) 予測方法 ③予測条件 a. 交通条件 (a) 交通量 4) 予測結果	5-2-21          5-2-23	表 5-2-3.3 では昼間の時間帯として 6:00～22:00 の間 1 時間毎の通行量を表示 大型工事車両の通行時間帯は 8:00～17:00 の間で 1 時間当たり 40 台 なぜ昼間の時間帯が 22 時までか、平均騒音値を下げる為か 通行量は 1 時間毎表示しているの、騒音も 1 時間毎表示せよ。	道路交通騒音（現況値及び予測値）の評価は、通常、環境基準と比較することにより行います。環境基準は昼と夜の二つの時間帯に区分し、それぞれ時間内の変動などを考慮して定めています。このため、本調査でも、道路交通騒音の予測・評価は、環境基準に定められた昼夜の時間区分に基づきました。 工事用車両については、昼間の時間区分にのみ走行するため、6～22 時の 1 時間毎の一般車両と工事用車両の交通量を基に予測しました。	
15	第5章 現況把握、予測及び 影響の分析	5-2. 騒音 5-2-3. 予測 (2) 工事用車両の走行 3) 予測方法 ③予測条件 a. 交通条件 (a) 交通量	5-2-21	現状、沿線には保育園があり自転車通学路となっていて、老人も多く畑へ行くのに横断するのも危険な状態である、工事関係大型車両が約 1 分間に 1 台増加するのに対策はどうなっているのかもっと具体的に説明を求める。	工事中の関係車両の走行に際しては、本施設周辺地域での交通安全対策に万全を期すため、交通誘導員の配置や案内板の設置、及び工事車両業者に対する交通マナーの遵守の徹底に努めます。	

No.	調査書での該当箇所			意見書	意見等に対する市の見解	備考
	章	項目	ページ			
16	第5章 現況把握、予測及び 影響の分析	5-8. 動物 5-8-3. 予測 (1) 施設の建設工事 4) 予測結果 ① 貴重な種(絶滅のおそれのある種) a. 鳥類 (c) オオタカ	5-8-46	報告 5-8-46 には 「(c) オオタカ オオタカは、繁殖期にはアカマツ林を営巣地とすることが多く、非繁殖期には、河川敷や都市の緑地などに広く出現する。中小型の哺乳類や鳥類を捕食する。 現地調査では、猛禽類調査により1月から6月まで確認され、事業計画地から1km以上離れた場所での営巣が確認されたが、事業計画地では、ハンティングや巣立ち個体の行動は確認されなかった。 本種は事業計画地上空でも確認されたが、ハンティングや巣立ち個体の行動は確認されなかったことから、事業計画地は、本種の主要な生息環境ではないと考えられる。また、「京都府レッドデータブック 2002」(平成14年 京都府)によれば、繁殖期の行動圏は500ha～1000haであるが、本事業による改変面積は約3.5haであり、行動圏面積の1%未満である。さらに、事業計画地内の樹林の伐採は最小限にとどめ、可能な限り緑地を確保するとともに、工事にあたっては、低騒音・低振動型建設機械の使用に努める。 以上のことから、施設の建設工事によるオオタカへの影響は小さいと予測される。」とあります。オオタカは建設予定地上空を飛翔する様子が我が家(建設予定地の南側)からもよく観察されます。建設予定地はオオタカの生息にとって必要な地域となっています。そこに50m以上もの煙突を有する3.5haの施設を建設稼働したとき、「オオタカへの影響は小さいと予測される」でしょうか？わずかな観察期間の資料だけを基にして、貴重な種の保存に必要な保護を軽んずる結果をもたらす可能性があるこの予測には到底同意できません。	オオタカの生息状況の把握にあたっては、事業計画地の周辺で独立行政法人都市再生機構が実施したオオタカの調査結果も参考にして、現地調査を行いました。 現地調査の結果、オオタカは事業計画地及びその周辺の広い範囲での行動が確認されたことから、事業計画地はオオタカの行動圏内に含まれると考えられます。なお、現地調査では事業計画地内でオオタカのハンティングは確認されなかったことから、事業計画地はオオタカの主要な餌場ではないと考えられます。また、オオタカの営巣地は事業計画地から1km以上離れていることや、事業計画地では巣立ち雛の行動は確認されなかったことから、事業計画地は、営巣中心域(営巣木及び古巣周辺で、主要な営巣活動を行う地域)ではないと考えられます。 『オオタカの成体と保全—その個体群保全に向けて—』(2008年、(社)日本森林技術協会)によれば、「オオタカ雄成鳥の繁殖期の行動圏は、国内では平野部の農耕地帯で700～1,200ha、山間部の森林地帯で1,700～5,500haであった。」との記載があり、事業計画地の造成面積(約3.5ha)は、農耕地帯の場合の行動圏と比較しても約0.5%であることから、オオタカの行動圏のごく一部にとどまると考えられます。 以上のことから、本事業の実施によりオオタカの生息に大きな影響を及ぼすことは無いと考えていますが、樹林の伐採面積の最小化等の対策を講じるなど、オオタカへの影響を小さくするよう努めます。	2-4. 施設計画 2-4-1. 施設計画(2-6ページ)の表2-4.1(1)の敷地面積(40,700m <sup>2</sup> )について公簿面積(40,700m <sup>2</sup> )に加えて実測面積(50,900m <sup>2</sup> )を追記しました。
17	第8章 総合評価	8-2. 施設の供用に関する総合評価 8-2-7. 景観	8-15	報告 8-15 には 「8-2-7. 景観 施設の存在による景観への影響について、次のとおり予測の前提とした環境保全措置を実施することから、実行可能な範囲内で施設の存在による影響の回避、低減が図られている。 ・地域樹種を用いた敷地内の緑化により、周辺の景観との調和を図る。 ・施設の色彩はアースカラーを用い、周囲の景観と調和するように配慮する。 施設の存在による景観への影響の予測結果では、周辺景観との調和は損なわれないと判断されることから、環境保全目標との整合性が図られている。」とあります。三輪山(奈良県桜井市)とともに鹿背山は「みもろつく鹿背山」と詠われ神を祀る対象としての山でありました。古の昔から人々に愛された美しい景観を持つ丘陵に地上50mを超える煙突と3.5haもの施設を建設することは、「周辺景観との調和は損なわれない」と判断されるべきでしょうか？対岸の163号線からは鹿背山を一望できますが、景観上そのもっとも重要な位置を占める川向地域の大きな煙突・建造物は景観を破壊することにならないでしょうか。 この予測には到底同意できません。	煙突高さについては、No.4の意見に対する見解のとおり、景観への影響も含めて総合的に判断し、59mとしたものです。 本調査書「5-11 景観 5-11-3 予測 (4) 予測結果」(5-11-13～5-11-17ページ)に記載の将来のフォトモンタージュは、現時点での計画であり、環境保全措置を実施することにより、周辺景観との調和に努めるほか、実施が可能なその他の環境保全措置についても、できる限り取り入れることにより、地域に親しまれる施設を目指します。	
18	第8章 総合評価	8-2. 施設の供用に関する総合評価 8-2-9. 温室効果ガス	8-16	報告 8-16 には 「8-2-9. 温室効果ガス 施設の稼働により発生する温室効果ガスの影響について、次のとおり予測の前提とした環境保全措置を実施することから、実行可能な範囲内で回避、低減が図られている。 ・ごみの焼却熱を有効に利用するため、高効率の発電設備を設置するほか、蒸気・温水のプラントでの利用、また、施設内の給湯、冷暖房等に利用する。」とあります。もしそうならば温室効果ガスの発生の低減が見込めますが、発電施設の設置は決定されたことなのでしょうか。仮定による予測は排除すべきです。	No.5の意見に対する見解のとおり、クリーンセンター整備に際しては余熱を利用した発電設備を計画しており、この方針に基づき予測をしました。	